

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布業務委託及び歯科相談 及びフッ化物塗布票封入封緘業務委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

- ◇第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）
- ◇第14条第1項（その他の委託）

（担当部課：健康部健康推進課地域保健係）

事業の概要

事業名	歯から始める子育て支援事業
担当課	健康推進課
目的	子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支える環境を整備することにより、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう支援する。また、低年齢の時期からかかりつけ歯科医をもって歯の健康づくりに取り組むための習慣づくりを支援する。
対象者	2歳～5歳の区民
事業内容	<p>2歳～5歳の区民を対象とした歯科相談及びフッ化物塗布事業を以下①～③の流れで実施する。</p> <p>①区より対象者に歯科相談及びフッ化物塗布票を作成し、発送する。</p> <p>②対象者は歯科相談及びフッ化物塗布票を協力医療機関に持参し、受診する。</p> <p>③区より医療機関に対し、委託料を支出する。</p> <p>上記①について住所・氏名等の出力を情報政策課で行い、出力済みの歯科相談及びフッ化物塗布票の封入封緘作業を業務委託で実施する。また上記②について歯科相談及びフッ化物塗布事業は区内歯科医師会会員の協力歯科医療機関に業務委託で実施する。</p>

別紙(重要な個人情報の提供を伴う業務委託)

◇重要な個人情報の提供を伴う委託等(第14条第1項)・・・報告事項

件名 歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	健康推進課	委託先	東京都歯科医師会牛込支部、東京都歯科医師会四谷支部及び新宿区歯科医師会会員の協力医療機関
登録業務の名称	歯から始める子育て支援		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙
保有している情報項目	<u>歯科相談・フッ化物塗布対象者</u> 住民番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主名、現在歯の状況等口腔内所見、問診 <u>歯科相談・フッ化物塗布協力医療機関</u> 医療機関番号、口座情報 <u>地域活動歯科衛生士</u> 住所、氏名、生年月日、電話番号	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	<u>歯科相談・フッ化物塗布対象者</u> 住民番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主名、現在歯の状況等口腔内所見、問診
委託の理由	歯科相談及びフッ化物塗布事業は高度な専門知識を要する業務であること、また本事業が、低年齢の時期からかかりつけ歯科医をもって歯の健康づくりに取り組むための習慣づくりを支援することを目的のひとつとして挙げていることから、区内歯科医師会の協力医療機関への業務委託が事業の性質上最も優れていると判断されるため		
委託内容	区作成の歯科相談及びフッ化物塗布票を持参した区民に対し、歯科相談及びフッ化物塗布を行う。その後本人及び区へ事業結果を報告する。		
委託の開始時期及び期限	平成21年 5月 1日 から以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	個人情報保護法、医療・介護関係者事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインを遵守する。

件名 歯から始める子育て支援 歯科相談及びフッ化物塗布票封入封緘業務委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	歯から始める子育て支援
委託先	承認後、平成21年4月以降に決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">だれの</div> 2歳～5歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">どのような</div> 住民番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名
委託理由	約7,000件を迅速に封入封緘するため委託により実施する。
委託の内容	住所・氏名等を出力した歯科相談及びフッ化物塗布票を提供し、お知らせ等と一緒に窓あき封筒に封入封緘し、郵便局へ持ち込む。
委託の開始時期及び期限	平成21年 4月 1日 から以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ■契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 ■業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ■取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。